

重度の精神障害をお持ちの人へ 医療費の助成が受けられます

10月1日(月)から、重度の障がいのある人に対し保険診療分の一部負担金を助成する制度『重度障害者(児)医療費助成制度』において、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人が、新たに対象に加わります。

○新たに対象となる人
精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

○医療費助成の対象
医療保険の自己負担額に対して助成します。

※各種公的医療給付、健康保険組合等の付加給付を除いた額が対象です。

※精神科の通院には『自立支援医療(通院医療)受給者証』を一緒

に提示してください。

※65歳以上で新規に手帳を取得された人は、入院を対象外とする場合があります。

○自己負担額

1カ月につき1医療機関ごと500円が自己負担額となります。

○助成の方法

事前の申請が必要です。

受診した際は、医療機関窓口で

一部負担額を支払ってください。後日、自己負担額を除いた額を銀行口座に振り込みます。

※振込までには3〜4カ月程度かかります。

障がい福祉課

☎ 0558(76)8007

精神保健福祉総合相談

精神保健福祉に関することならなんでもお受けします。従事者は、嘱託医と東部健康福祉センターのスタッフです。

◇とき・ところ

7月17日(火)市役所大仁庁舎

※事前予約をお願いします。

東部健康福祉センター障害福祉課

☎ 0558(920)2087

夏季子どものおきこえ相談会

聴力測定や相談などは無料です。0才のお子さんから相談に応じます。次のようなお子さんの中には、きこえが原因のこともあります。

物音に気づかない。

呼んでも返事をしない。

聞き違い、聞き返しが多い。

発音がはっきりしない。

テレビの音が大きい。

気になることがありましたらお気軽に相談ください。

▼とき 7月26日(木)27日(金)

10時〜12時 13時30分〜16時

▼ところ 県立沼津聴覚特別支援

学校(沼津聾学校)

▼申込み 7月13日(金)までに、

電話またはFAXでご連絡ください。

沼津聴覚特別支援学校

☎ 055(921)3398

FAX 055(923)5327

受付時間 9時〜16時50分

あしたか職業訓練校

あしたか職業訓練校では、個々の能力と適性に応じ、技能訓練や生活指導などを実施しながら訓練生の就業に対する意欲を高揚させています。

●コンピュータ科 10人

応募資格 身体障害のある人・

高等学校を卒業または

同等程度の学力を有する人

●生産・サービス科 40人

応募資格 知的障害のある人

知的障害者判定機関で知的障害を有すると判定された人や

平成25年度入校生募集

療育手帳を所持されている人募集期間

第1回 7月2日(月)から

8月7日(火)まで

※訓練期間は、共に1年間です。

※2回目以降は、直接お問い合わせ

をさせていただきます。

応募書類配布場所

静岡県立あしたか職業訓練校

公共職業安定所(ハローワーク)

市役所障がい福祉課

県立あしたか職業訓練校

☎ 055(924)4380

サポートセンター絆きずながオープン

障がい(身体・知的)を持つ人の地域生活をサポートします

◆地域活動支援センター事業

交流の場、憩いの場、仲間作りの場を提供します。

開所時間

月曜日〜金曜日 9時〜16時

カラオケ、卓球、絵画、書道、

料理教室やフライングディスクな

どのプログラムを曜日ごとに計画

しています。

諸経費(光熱費等)

利用1回あたり100円。その

他、参加プログラムにより実費負

担があります。(カラオケ100

円、料理教室400円程度)

◆相談支援事業(無料)

福祉に関する問題や生活の中で

生じる様々な不安や心配ごとの相

談に応じ、必要な情報の提供や助

言により解決のお手伝いをしま

す。ご家族からのご相談もお伺い

します。

来所相談は開所時間と同じ。

電話相談も受け付けます。



活動の様子(書道)

◆来所方法

自家用車などでお越しの人は無

料駐車場をご利用ください。

市が運行するバスの利用もでき

ます。ただし、運行コースおよび

時間が指定されていますので、事

前にお問い合わせください。

※運行時間の目安

サポートセンター絆

到着 10時頃

サポートセンター絆

出発 13時または14時15分頃

◆所在地

田京1259の293

(福祉村・ぬくもりの里隣り)

サポートセンター絆

☎ 0558(77)1221

支給額

1回あたり	30,000円
要介護4・5の認定を受けて、 介護保険のサービスを利用していない人	
1回あたり	60,000円

▶支給対象 次の①〜⑤のすべてに該当する要介護者と基準日以前6月以上同居し、かつ生計を同じくしている介護者

- ①基準日以前6月以上継続して伊豆の国市に在住(住民登録)している人
- ②介護保険制度の要介護認定が、基準日以前6月以上継続して要介護3〜5に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりの人や認知症の人
- ③入院・施設入所・短期入所等の日数が、基準日前6月の間に通算して44日以下の人
- ④基準日前6月の間に特別障害者手当を受けていない人
- ⑤基準日前6月の間に生活保護を受けている介護者に介護されていない人

介護手当のお知らせ

市では、介護が必要な人(介護保険の要介護度3・4・5)を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうための『介護手当』を毎年7月1日と1月1日を基準日として支給しています。

対象になると思われる人には、6月末に通知を発送しましたので、手続きをお願いします。なお、該当する人で申請書が届かない人はお問い合わせください。

▶申請場所 高齢者支援課(大仁庁舎)または各支所市民課

▶申請期間 7月2日(月)〜31日(火)
※土・日・祝日を除く8:30〜17:15、木曜日は19:00まで

▶持ち物

印鑑・振込先の通帳・申請書(6月29日発送)

高齢者支援課

☎ 0558-76-8011

